

奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成10年奈良県条例第11号）第4条の3に基づき、奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及びこれを要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）を作成しましたので、同条例第4条の5に基づき、下記のとおり公告します。

令和3年2月17日

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市長 仲川 元庸

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

奈良市
奈良市長 仲川 元庸
奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

2. 対象事業の名称、種類及び規模

奈良市新クリーンセンター建設
廃棄物の処理施設（ごみ焼却施設）の設置
日当たり約586トン

3. 対象事業実施想定区域

奈良市七条地区

4. 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

奈良県奈良市、大和郡山市、天理市

5. 配慮書及び配慮書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課（奈良市登大路町30番地）
- (2) 奈良市環境部クリーンセンター建設推進課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）
- (3) 奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課（奈良市三条本町13番1号）
- (4) 大和郡山市産業振興部環境政策課（大和郡山市北郡山町248-4）
- (5) 大和郡山市産業振興部クリーンセンター清掃センター（大和郡山市九条町11-2）
- (6) 天理市環境経済部環境政策課（天理市川原城町605番地）

令和3年2月17日（水曜日）から令和3年3月16日（火曜日）まで（ただし、閉庁日を除く）

(1)～(4)、(6)については、午前8時30分から午後5時15分まで

(5)は、午前8時30分から午後4時30分まで

縦覧期間中は、奈良市ホームページにて、配慮書及び配慮書要約書をご覧いただけます。

<https://www.city.nara.lg.jp/>

6. 意見書の提出

配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する方は、下記の記載事項を記入した書面にて意見書を提出することができます。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である配慮書に記載された配慮書対象事業の名称（奈良市新クリーンセンター建設）

(3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

7. 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限 令和3年3月30日（火曜日）

提出先 〒630-8580

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市環境部クリーンセンター建設推進課

提出方法 持参（令和3年3月30日（火曜日）

午後5時15分まで）、郵送（当日消印有効）、

e古都なら

<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>

8. 問合せ先

〒630-8580

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市環境部クリーンセンター建設推進課

電話 0742-34-5314

※（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）